

## あきる野市地域保健福祉計画 修正について

ページ 番号	修正前	修正後
2	あきる野市地域保健福祉計画は、本市における保健・福祉に関する総合的な指針となるものであり、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づく「市町村地域福祉計画」です。	あきる野市地域保健福祉計画は、本市における保健・福祉に関する <u>施策を推進するための総合的な指針</u> となるものであり、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づく「市町村地域福祉計画」です。
38	令和2年3月に策定したあきる野市地域保健福祉計画（以下「前計画」という）では、自助・互助・共助・公助を基本とした市民との協働のまちづくりを推進することで、	<u>市では、令和2年3月に策定したあきる野市地域保健福祉計画（以下「前計画」という）に基づき、</u> 自助・互助・共助・公助を基本とした市民との協働のまちづくりを推進することで、
62	・市民後見人の養成について、近隣自治体の状況を把握するとともに実施の方法について検討します。	・市民後見人の養成について、近隣自治体の状況を把握するとともに実施の方法について検討します。 <u>また、養成後のフォローアップ体制について検討します。</u>
62	・法人後見業務を実施するあきる野市社会福祉協議会において、後見支援員等の担い手の育成を進めるとともに、市民後見人のフォローアップ体制について検討します。	・法人後見業務を実施するあきる野市社会福祉協議会において、後見支援員等の担い手の育成を進めます。
62	市の成年後見制度の相談窓口（中核機関）  成年後見制度についての相談窓口は、あきる野市社会福祉協議会にあります。成年後見制度を利用するための手続きや費用の相談、後見人等候補者を探すための情報提供や支援等を実施しています。また、成年後見制度・権利擁護に関する講座や、司法書士や弁護士による相談会（予約制）を実施しています。	成年後見制度の相談は「 <u>成年後見センターあきる野</u> 」へ  「 <u>成年後見センターあきる野</u> 」は、あきる野市社会福祉協議会（ <u>秋川ふれあいセンター内</u> ）にあります。成年後見制度を利用するための手続きや費用の相談、後見人等候補者を探すための情報提供や支援等を実施しています。また、成年後見制度・権利擁護に関する講座や、司法書士や弁護士による相談会（予約制）を実施しています。